

銀行法等の一部を改正する法律

(平成一七年十一月二日法律第一〇六号)

一、提案理由(平成一七年一〇月二日・衆議院財務金融委員会)

伊藤国務大臣 　ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、銀行等の代理店制度を見直し、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにより、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保、向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理または媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとしております。

具体的には、一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とするとともに、抱き合わせ販売や情実融資の禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることとしております。

第二に、銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一七年一〇月二〇日)

小野晋也君 　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の金融情勢の変化と金融資本市場の構造改革に対応し、預金者等の利便性の向上等を図ろうとするものであります。

以下、その概要を申し上げます。

第一に、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保、向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、銀行等の代理店制度を見直し、より幅広く銀行代理業への参入を認めるものであります。

具体的には、預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理または媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとし、一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制といたします。また、兼業については個別承認制とするとともに、抱き合わせ販売や情実融資の

禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることといたしております。

第二に、銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとしております。

本案は、去る十月七日当委員会に付託され、十二日伊藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十四日より質疑に入り、十八日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年一〇月一八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築すること。
- 一 代理業者が自ら兼業する業務と金融商品の抱き合わせ販売、代理業者が自らの地位を利用した情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。
- 一 代理業者の端末から委託元銀行のホストコンピュータに通じること等による顧客情報漏洩の懸念を払拭すべく、代理業者の内部管理体制を整備させるとともに、委託元銀行に対しても人的・技術的補完を行うよう監督、指導を徹底すること。
- 一 代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。
- 一 銀行代理業者への参入許可、兼業承認などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を発揮できるよう、組織、要員等につき、遺憾なきを期すること。
- 一 今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革については完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点を踏まえつつ、金融サービスの利用者保護のための横断的法制の整備を急ぐこと。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一七年一〇月二六日）

山本孝史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、銀行等の代理店制度の見直しを行うとともに、子会社規制の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、銀行代理業の参入許可及び兼業承認の具体的要件、顧客情報の流用を防止するための方策、銀行代理店に対する検査・監督体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年一〇月二五日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築するとともに、代理業者による抱き合わせ販売や情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。
- 一 代理業者が得た情報を顧客の同意なく兼業先で流用することがないように、顧客情報の適正な取扱いを徹底させるとともに、委託元銀行及び代理業者に対する監督、指導によってその実効性を確保すること。
- 一 出資規制、専業規制が撤廃されることにより、一つの代理業者が複数の金融機関の代理行為を行うことや多様な金融商品を取り扱うことが可能となることから、顧客への正確かつ十分な情報提供が行われるよう、万全を期すること。
- 一 代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。
- 一 代理業者への参入許可、兼業承認、立入検査などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を発揮できるよう、組織、要員等につき、特段の努力を払うこと。
- 一 今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革が完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点を踏まえつつ、幅広い金融サービスを対象とした利用者保護のための横断的な法制・ルールを整備を急ぐこと。

右決議する。